

**2021 年度 河川技術者資格
【 河川管理技術者講習(更新講習) 】**

【さいたま会場】

| | |
|--------|---|
| 受講日 | 2021年11月6日(土) 13:20~16:30 |
| 開場時刻 | 13時00分 |
| 会場名 | 埼玉建産連研修センター 1階「101会議室」 |
| 会場住所 | 〒336-8515 埼玉県さいたま市南区鹿手袋 4-1-7 |
| 会場アクセス | http://www.sfcc.or.jp/access.html |
| 注意事項 | 違法駐車厳禁。公共交通機関をご利用ください。 飲み物等持ち込み可。 喫煙は指定の喫煙場所をお願いします。 |

■スケジュール■

| No. | 時間 | 項目 |
|-----|-------------------------|----------------------------|
| | 13:10~ | 講習会の進め方および注意事項の説明 |
| 1 | 13:20 ~ 13:30 (10分) | あいさつ(資格の背景・意義・活用・期待等) |
| 2 | 13:30 ~ 15:20 (110分) | グループ討議(テーマは別紙参照) |
| 3 | 15:20 ~ 15:30 (10分) | 休憩 |
| 4 | 15:30 ~ 16:30 (60分) | 講演 『河川堤防の安全性の確保について』(仮) |

更新講習会内容（グループ討議テーマ、設問）

開催地 さいたま

討議テーマ 堤防（土堤）の適正管理

設問

「背景・課題」

関東地方（1都8県）には全国のおよそ1割の面積に4割近い人口と経済が集積しており、その大半が河川氾濫区域内に存在し、住民の生命・財産は堤防で守られている。

そのため、堤防の適正管理は防災・減災の観点から極めて重要であり、特に土堤であることの意義・特徴を十分に理解した上で、出水期前には堤防の点検を実施し、必要に応じその適切な対応を行うことが求められる。

以上を踏まえて、以下の問いについてとりまとめて下さい。

「設問（基本）」

- (1) 関東地方の河川における河川管理施設である堤防について、特に土堤であることの意義と特徴について述べよ。
- (2) 堤防（土堤）を対象に、出水期前に実施する堤防点検のポイント（点検事項、留意点など）について述べよ。
- (3) 点検結果の評価と考えられる対応（詳細調査、当面の対策、その後の展開など）についてそれぞれ留意点を述べよ。

「設問に関する図表等」

出水期前点検の実施時期の変更

■令和元年度まで

| これまでの維持管理に関わる行為 | | 令和元年度 | | | | | | | | | | | |
|-----------------|-----------|-------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 堤防除草工 | 出水期前・台風期前 | ←→ | | | | | | ←→ | | | | | |
| | 出水期前 | ←→ | | → | | | | | | | | | |
| 堤防点検 | 台風期点検 | | | | | ←→ | | | | | | | |
| | 出水後点検 | | | ←→ | | | | | | | | | |

■令和2年度（令和元年11月以降）の試行に向けて

| 新たな維持管理行為 | | 令和2年度 | | | | | | | | | | | | |
|-----------|------------|-----------------------|----|----|----|----|----|-----|-----|--------------|----|----|----|--|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| 堤防除草工 | 年2回以上の除草 | ←→ 点検及び植生に配慮し、年2回以上実施 | | | | | | | | | | | | |
| 堤防点検 | 出水期前 | | | | | | | | | ←→ 次年度出水期前点検 | | | | |
| | 重点点検(Cランク) | ←→ 重点点検 | | | | | | | | | | | | |
| | 出水後点検 | | | ←→ | | | | | | | | | | |



堤防開削時の調査による築造履歴



堤防の破損状況（例）

こまめ除草の取り組み(3回除草・集草無し)



【持ち物】

- ・受講票（受講番号お知らせメールを印刷してご持参ください）
 - ※ 受講票（受講番号お知らせメール）は郵送ではなく、「REE system」に登録したメールアドレス宛に10月初旬に送信します。
- ・筆記用具
- ・グループ討議の「解答案報告」 15部
- ・本人確認書類（必ずご持参ください）

※ 本人確認書類として、(ア) か (イ) いずれかの証明書での本人確認が必要となります。
(ア) の顔写真付きの証明書の場合は、1点の提示による本人確認を行います。
(ア) の証明書が用意できない方については、(イ) の証明書の2点の組み合わせを提示することで本人確認とします。

(ア) 1点で確認可能な顔写真付きの証明書

パスポート、運転免許証、学生証（写真付き）、社員証（写真付き）
住民基本台帳カード（写真付き）、マイナンバーカード
その他公的機関が発行する写真付き証明書

(イ) 2点の組み合わせで確認可能な証明書

学生証（写真無し）、社員証（写真無し）、クレジットカード（自筆署名付き）
公立図書館・施設利用者カード（自筆署名付き）、健康保険証（カード）、住民票
その他公的機関が発行する証明書

【各会場共通の注意事項】

1. 受講会場の変更はできません。
2. 受講料は如何なる場合も返金できかねます。また、次回以降の講習会の受講料に充当することもできません。
3. 一部の会場を除いて受講者用の駐車場はありませんので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
4. 開始時刻の20分前より受付を行います。
5. 開会前に講習会の進め方および注意事項についての説明がありますので、開始10分前にご着席ください。
6. 受講票を忘れた場合、上記の本人確認書類により本人であることが確認できた場合に限り受講できます。
7. 遅刻した場合にも受講できますが、開始時刻を20分以上遅れた場合や早退等により20分以上退席した場合には講義の欠席とみなし、講習の修了は認められません。
8. 遅刻・欠席をする場合の連絡は不要です。
9. 途中退室は一切できません（トイレ、急病は除く）。
10. 録音・録画・写真撮影は禁止します。

- 1 1. 会場では運営スタッフの指示に従ってください。指示に従わない場合や迷惑行為等があった場合は、その場で退室していただきます。
- 1 2. 宿泊、飲み物等は、各自でご準備ください。
- 1 3. 喫煙は指定の場所をお願いします。
- 1 4. ゴミは各自お持ち帰りください。

■新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する対応とお願い■

各会場においては、感染防止対策として3密を避ける対策「室内の換気、座席間隔の確保、マスクの着用、入退場時の間隔等」や感染拡大を避ける対策「入場前の手指の消毒、当日体温の検温（体調不良者の入場制限）等」が行われています。

受講される皆さまにおいても、安全対策として当日の検温、入場前の手指の消毒、会場内でのマスクの着用等、ご協力をお願いいたします。

1. 講習会当日は検温、手洗い・うがい、マスクの着用など、各自で感染拡大防止対策に十分ご留意ください。
2. マスクはご自身でご用意ください。会場での配付はありません。
なお、本人確認のために、一時的にマスクを外していただく場合があります。
3. 受講中に体調不良となった場合は、直ちにその旨を運営スタッフにお申し出ください。
4. 感染拡大防止の観点から、受講中、発熱や咳が激しい等の症状が見られる場合は、皆さまの安全に配慮し、受講の中止をお願いすることになります。
5. スタッフにマスクを着用して対応することを励行しております。
6. 感染拡大防止対策のため、ごみ箱を使用できない会場がありますので、当日のゴミは各自でお持ち帰りください。

※ 当日の体温が 37.5 度以上の場合、マスク未着用の場合は、受講者の感染防止の観点から入場をお断りする場合がございますのでご注意ください。

※ 万が一感染が発生した場合は、保健所等公的機関に氏名・連絡先等の情報を提供することがありますのでご了承ください。

【受講証明書】

- ・ 受講終了後、受講証明書を配付いたします。
- ・ 受講証明書は、資格登録の更新手続きの際に添付してください（必須・コピー可）。
なお、当証明書は、CPD 単位取得の受講証明も兼ねます。

★ 河川教育機構認定 CPD 単位：12.0 単位（3.0 単位（180 分）×4 倍）

（注）CPD 協議会の構成団体の CPD プログラム認定は受けていません

資格登録更新手続きについて

(HPにて6/30公表の資料を再掲)

[更新手続きの受付期間] 10月1日～12月31日を基本とし、2022年3月31日(消印有効)まで

- ・ 資格登録の更新手続きについては、「登録（登録更新）の手引き」p.13～をご参照ください。
- ・ 更新に必要なCPD単位の取得および単位の証明方法については、「CPD制度の概要」を必ずご一読ください。

「登録（登録更新）の手引き」 http://www.ree.or.jp/outline/registration_guidance.pdf

「CPD制度の概要」 http://www.ree.or.jp/outline/cpd_guidance.pdf

「CPD早わかり」 http://www.ree.or.jp/program/cpd_hayawakari.pdf

[CPD単位の証明方法別の必要書類] ※以下のページ番号は、「CPD制度の概要」のページ

| |
|---|
| ① CPD協議会の構成団体発行の証明書による証明 (p.7) ※各団体加入者のみ利用可 |
| ・ CPD協議会の構成団体の公印のある証明書(公印あり), 明細書(*1) |
| ・ (様式b) 換算計算書 |
| ② 個人申告による証明 (p.9) |
| ・ (様式d) 継続学習経歴書(添付:受講証明書(*2)ほか p.9, p.19参照) |
| ・ (様式e) 業務経歴書(添付:契約書のコピー等 p.9, (様式e)の備考を参照) |
| ・ (様式c) CPD単位取得報告書 |
| ③ ①と②の併用による証明 (p.9) |
| ・ 上記の①+② |

※ ①～③ 共通の必要書類: (様式a) 資格登録更新申請書, 更新講習の受講証明書

[特にご留意いただきたい点]

- ・ 資格更新に必要なCPD単位数は、対象期間[資格登録日(登録証に記載の登録年月日)～更新申請日(更新手続きの際の申請日)]で決まり、この期間のCPD単位が有効です。それ以前に参加した講習会等のプログラム単位、従事した業務期間(様式e:業務経歴書)は含むことはできません。必要な単位数は、「CPD制度の概要」p.3の表でご確認ください。
- ・ CPD協議会の構成団体の証明書の期間が対象期間外も含まれる場合は、除外する単位数がわかるよう印をつけた明細書を添付してください。(*1)
- ・ (様式e)業務経歴書の証明者印は省略できますが、CPD協議会の構成団体の証明書の公印は必要です。(注)この証明書は講習会等の会場で配付される受講証明書とは別のものです。
- ・ 個人申告による場合、[CPD単位として認められる実施内容]はp.9の赤字を参照してください。
- ・ 各種受講証明書は氏名・所属・開催時間等、必要事項が空欄の場合は無効になります。(*2)
- ・ 河川教育機構認定プログラムの受講証明書のCPD単位は、すでに4倍になっています。